

浦安市入札・契約における暴力団対策措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浦安市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第3条に規定する基本理念にのっとり、浦安市（以下「本市」という。）が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約（以下「本市契約」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団密接関係者を本市契約から排除するための必要な措置を講ずるため、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員等 法第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) 役員等
 - ア 法人である場合には、その役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。
 - イ 法人以外の団体である場合には、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。
 - ウ 個人である場合には、その者をいう。
- (6) 有資格業者 浦安市入札参加資格者名簿に登載された者をいう。

(管轄警察署への照会等)

第3条 市長は、警察署以外の機関等から、有資格業者、又は本市契約を締結し、若しくは締結しようとする者が、別表に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する旨の情報提供があったとき、第5条第1項の規定による解除の申出があったとき、又は必要と認めるときは、本市を管轄する警察署（以下「警察署」という。）に対して措置要件に該当するか否かについて照会するものとする。

(入札参加の除外)

第4条 市長は、有資格業者が措置要件のいずれかに該当するときは、浦安市

入札等審査会規程（昭和 55 年訓令第 1 号）により設置される浦安市入札等審査会（以下「審査会」という。）の審査に付した上で、当該有資格業者に対し、別表に定める入札参加除外の期間（以下「入札参加除外期間」という。）、入札参加の除外を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による入札参加の除外をされた有資格業者（以下「入札参加除外者」という。）を構成員に含む共同企業体又は官公需適格組合に対し、当該有資格業者に係る入札参加除外期間と同一期間の入札参加の除外を行うものとする。

3 市長は、第 1 項及び第 2 項の規定により入札参加の除外を行ったときは、当該入札参加除外者に対し、その旨を入札参加除外通知書（第 1 号様式）により通知するものとする。ただし、市長が通知することを要しないと認める相当の理由があるときは、省略することができる。

（入札参加の除外の解除）

第 5 条 入札参加除外者は、措置要件の(1)にあつては 12 月、その他の場合にあつては 6 月が経過し、かつ、措置要件の内容が改善されたときは、入札参加の除外の解除の申出をすることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があつた場合において、措置要件の内容が改善されたと認めるときは、審査会の審査に付した上で、当該入札参加除外者に係る入札参加の除外を解除するものとする。

3 市長は、前項の規定により入札参加の除外を解除したときは、当該入札参加の除外を解除された有資格業者に対し、その旨を入札参加除外解除通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。ただし、市長が通知することを要しないと認める相当の理由があるときは、省略することができる。

（入札からの排除）

第 6 条 市長は、一般競争入札を行うに際しその入札に参加する資格要件を満たし、又は指名競争入札を行うに際しその入札の指名の通知を受けている有資格業者が、契約締結までの間に、措置要件に該当する者であると認めるときは、その者の当該一般競争入札に参加する資格を取り消し、若しくは当該指名競争入札の指名を取り消し、又は落札が決定している場合は当該落札決定を取り消すものとする。

2 前項の規定は、入札参加除外者を構成員に含む共同企業体又は官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合（以下「官公需適格組合」という。）についても適用する。

3 市長は、前 2 項の規定による措置を行ったときは、当該措置に係る相手方に対し、入札からの排除措置通知書（第 3 号様式）により通知するものとする。ただし、市長が通知することを要しないと認める相当の理由があるとき

は、省略することができる。

(随意契約の締結の制限)

第7条 市長は、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、第2号及び第3号の規定については、有資格業者以外の者が措置要件に該当しなくなったと認められる日までの期間とする。

- (1) 入札参加除外者
- (2) 有資格業者以外の者で措置要件に該当すると認められる者
- (3) 前2号に該当する者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合

(下請の禁止)

第8条 市長は、前条各号に掲げる者が本市契約の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承諾してはならない。

(不当介入の際の措置)

第9条 市長は、本市契約の相手方（以下「受注業者」という。）又は下請事業者が、暴力団又は暴力団員等から本市契約の履行の妨害又は不当若しくは違法な要求（以下「不当介入」という。）を受けた際は、市長への報告を求めるとともに、警察への被害届の提出を指導しなければならない。また、当該事業者に対し、工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、受注業者の下請事業者が、暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた際は、当該下請事業者に対し受注業者へ速やかに報告を行なうよう、受注業者に指導を求めるとする。

(契約の解除)

第10条 市長は、受注業者が次の各号に該当するときは、契約を解除し、第4条の規定に基づく入札参加の除外を行うことができる。

- (1) 措置要件のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に関し、その相手方が措置要件に該当する者であることを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (3) 前号に該当する場合のほか、本市から入札参加除外者を相手方とする下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(関係機関への協力要請)

第11条 市長は、この要綱に基づく措置を実効あるものとするため、本市を管轄する警察署その他関係機関への積極的な協力を要請するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定に

については、この要綱の施行期日以降に締結する本市契約について適用し、同日前に締結する本市契約については、なお従前の例による。

2 浦安市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成 14 年 5 月 15 日施行）を廃止する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 3 0 日から施行する。

別表（第3条・第4条第1項）

措置要件	入札参加除外の期間
<p>(1) 法人等の役員等が、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者であると認められるとき、又は暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者が、法人等の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</p>
<p>(2) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者を利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</p>
<p>(3) 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</p>
<p>(4) 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</p>
<p>(5) 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員等又は(1)から(4)までのいずれかに該当する法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</p>

別記

第1号様式

浦 第 号
年 月 日

所在地又は住所
商号又は名称
代表者氏名 様

浦安市長 印

入札参加除外通知書

このたび、下記1の事由に該当していると認められるため、入札参加除外措置を行うこととしたので、通知する。

記

1 入札参加除外措置事由

浦安市入札・契約における暴力団対策措置要綱
別表の 「(該当する措置要件を記載する)」

2 入札参加資格除外期間

年 月 日から か月を経過し、改善されたと認められる日まで

3 入札参加除外の効果

上記2の入札参加除外期間においては、本市契約に係る一般競争入札に参加することができないほか、本市契約について随意契約を締結し、又は本市契約を締結した事業者と下請契約を締結することができない。

第2号様式

浦 第 号
年 月 日

所在地又は住所
商号又は名称
代表者氏名 様

浦安市長 印

入札参加除外解除通知書

年 月 日付 浦 第 号をもって、入札参加の除外をした旨を通知したところであるが、浦安市入札・契約における暴力団対策措置要綱（以下「要綱」という。）別表に掲げる措置要件に該当しないこととなったと認められ、入札参加の除外を解除したので要綱第5条第3項の規定により通知する。

第3号様式

浦 第 号
年 月 日

所在地又は住所
商号又は名称
代表者氏名 様

浦安市長 印

入札からの排除措置通知書

このたび、下記1の事由に該当していると認められるため、通知する。

記

- 1 入札からの排除事由
浦安市入札・契約における暴力団対策措置要綱
別表の 「(該当する措置要件を記載する)」
- 2 入札からの排除措置
部 課発注の(件名) の入札について
当該一般競争入札に参加する資格の取消し
当該指名競争入札の指名の取消し
当該落札決定の取消し
とする。

